監査結果に基づく措置について

令和6年11月5日付監査報告第11号の監査結果報告に基づき、 大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法 第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和7年11月13日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦 同 古 庄 和 秀

生 第 1 0 7 2 号 令和 7 年 1 1 月 6 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿 同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝 (市民協働部 生涯学習課)

行政監査の結果に基づく措置について

令和6年11月5日付、監査報告第11号で報告がありました個別指摘事項について、 次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(1) わくわくシティ基金

(市民協働部生涯学習課)

大牟田市わくわくシティ基金の活用に関する要綱で、補助金を交付する際には大牟田市 わくわくシティ基金事業審査会を、市の事業で基金を活用する際には大牟田市わくわくシ ティ基金活用委員会を設置するように定められている。事業審査会においては、補助金対象 事業の認定の可否を審査し決定されているが、活用委員会においては、基金を活用する市の 事業及び額を協議した記録がなく、事業等の決定内容が確認できないものがあった。

要綱に定める事務手続きを適正に行ったうえで基金を活用するよう改められたい。

【措置の状況】

(1) わくわくシティ基金

(市民協働部生涯学習課)

大牟田市わくわくシティ基金活用委員会については、市の事業で基金を活用する際、都度 委員会を開催し、協議及び意思決定を行っていたところです。

しかしながら、一部の案件において、協議内容の摘録や事業決定に係る意思決定資料が十分に整備されていないものがあり、要綱に定める事務手続きの一部が明確に確認できない 状況となっていました。

今後は、要綱の趣旨にのっとり、基金を活用する事業及びその額について、活用委員会に おける協議内容及び結果を明確に記録するとともに、委員及び事務局を含めた決裁手続き を適正に行い、意思決定のプロセス及び結果を文書として保存・管理することで、適正な運 用の確保に努めてまいります。